

# 「下請取引適正化特別推進月間」の実施について（詳細版）

平成21年5月22日  
中小企業庁

下請取引の適正化については、従来から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の厳正な運用と違反の未然防止、下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきている。

世界的な金融危機の影響が直撃し、我が国経済はかつてない速度で悪化している。中小企業とりわけ下請事業者はそのしわ寄せが生じないように、下請取引適正化の推進を徹底することが必要であり、この一環として、本年6月を「下請取引適正化特別推進月間」とし、以下の事業を行う。

## 1. 下請取引の適正化に関する普及・啓発

### （1）下請取引適正化特別推進講習会の開催

中小企業庁及び公正取引委員会主催

10都市（11回開催）において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

全国中小企業取引振興協会主催（中小企業庁委託事業）

（財）全国中小企業取引振興協会を通じ、8都市（11回開催）において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

### （2）ホームページ等を通じた広報

中小企業庁及び公正取引委員会のホームページ及びメールマガジンを通じた広報。

経済産業省施設にたれ幕を掲示。

## 2. 普及・啓発事業の内容

### (1) 下請代金法及び下請振興法

下請代金法は、下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のために制定された。最近では、下請代金検査官の増員、特別立入検査の実施、調査件数の増加など、同法の執行を強化している。

また、下請振興法は、下請事業者の経営基盤の強化等の措置を講ずることにより、下請中小企業の振興を図ることを目的としており、同法に基づく振興基準の遵守を親事業者に要請している。

### (2) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

下請事業者と親事業者の間のあるべき理想的な取引（ベストプラクティス）を示し、両者の“win-win”の関係づくりを目指すため、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を11業種で作成（平成21年5月現在）し、活用を促している。

### (3) 「下請かけこみ寺」事業

取引に関する中小事業者の様々な相談等に対応するため、各都道府県の協力を得て、昨年4月に全国48カ所に「下請かけこみ寺」を設置。下請事業者がより迅速かつ効果的に問題解決できるよう、弁護士による無料相談を行っている。

### (4) ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）

ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）は、下請事業者がインターネットを用いて、取引先の拡大や販路開拓等を行うことを支援するためのシステム。発注・受注情報が掲載されており、自社情報のPRを行うことも可能。